

平成 28 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 13 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件	3
第 3 号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件	7
第 4 号議案	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件	8
第 5 号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件	9
第 6 号議案	大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件	16
第 7 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件	21
第 8 号議案	大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件	26
第 9 号議案	大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件	27
第 10 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 11 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 12 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	別冊
第 13 号議案	平成 28 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第1号議案

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定め、併せて職員の退職管理の適正を確保するために必要なその他の事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときに在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(企業長への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項

に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、企業長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職した日
- (5) 再就職した日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位
- (9) 契約(再就職した職員であった者の離職前5年間に大阪広域水道企業団が再就職先と締結した契約のうち、1の年度の契約金額の合計額が300万円以上のものに限る。以下同じ。)に関与(随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務(間接的な業務を除く。)をいう。以下同じ。)をした場合にあっては、当該関与をした年度、関与をした当時の所属及び担当業務、契約の主たる内容並びに関与の内容

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2号議案

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例制定の件

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び第5項（これらの規定を法第9条第3項又は他の法律において適用し、又は準用する場合を含む。）並びに法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項及び第5項並びに法第81条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、手数料及び大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）に置く機関に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 次に掲げる手数料の額は、別表のとおりとする。

- (1) 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人又は法第13条第4項に規定する参加人が納付しなければならない手数料
- (2) 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料
- (3) 法第81条第3項の規定により読み替えて適用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料

(還付)

第3条 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第4条 審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第1号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）は、経済的困

難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

3 次条に規定する大阪広域水道企業団行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第3号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、他の法律において準用する法第38条第5項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定による手数料の減額又は免除について準用する。

（大阪広域水道企業団行政不服審査会の設置）

第5条 法第81条第2項に規定する機関として、大阪広域水道企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を事件ごとに置く。

（組織）

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

2 委員は、その職務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 企業長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合に限り、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第10条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第11条 委員の費用弁償の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第12条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項	区分	金額	
1	対象書面等又は対象主張書面等を乾式複写機により用紙に複写したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき30円
2	対象電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき30円

備考

1 「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を、「対象主張書面等」とは、法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料を、「対象電磁的記録」とは、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として計算する。

3 交付する用紙については、原則として、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の

用紙を用いた場合については、日本工業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

第 3 号 議 案

大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 (略)		(設置) 第2条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条第1項に規定する事項についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条第1項に規定する審査請求についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第4号議案

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例一部改正の件

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第2条 (略) (1) (略) <u>(2) 人事評価の状況</u> <u>(3) - (7) (略)</u> <u>(8) 退職管理の状況</u> <u>(9) 研修の状況</u> <u>(10)・(11) (略)</u> 2 (略)	(公表) 第2条 (略) (1) (略) <u>(2) - (6) (略)</u> <u>(7) 研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(8)・(9) (略)</u> 2 (略)
(委任) 第3条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。</u>	(委任) 第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第5号議案

非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条（第2項を除く。）及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 (略)</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、非常勤職員の公務上の災害（法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第8条 (略)</p>		
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害</p>	0.73	傷病補償年金	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）</p>	0.75

	厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)				
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75		厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。))及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚	0.75		障害厚生年金(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

	生年金保険法による障害年金」という。)					
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89			障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		旧国民年金法の障害年金	0.89	
	旧船員保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73	
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83	
	旧国民年金法による障害年金	0.89		障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しく		(略)	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）			
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	(略)		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺	0.90		遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員

	児年金又は寡婦年金			等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	
2	(略)		2	(略)	
	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		旧船員保険法の障害年金	0.75
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		旧国民年金法の障害年金	0.89
	旧船員保険法による障害年金	0.75		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75		障害厚生年金(当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	旧国民年金法による障害年金	0.89		障害基礎年金(当該補償の事由となった障がいについて障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
(他の法令による給付との調整に関する経過措置)
- 新条例附則第8条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下これらを「年金たる補償」という。)及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年

法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障がいを給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障がいを給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附則第

37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の非常勤職員の災害補償に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

第 6 号議案

大阪広域水道企業団情報公開条例一部改正の件

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章・第2章（略） 第3章 <u>審査請求</u> 第1節 <u>諮問等</u>（<u>第19条の2</u>—第22条） 第2節（略） 第4章・第5章（略） 附則</p> <p>（定義） 第2条 この条例において「<u>行政文書</u>」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2)（略） 2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。</p> <p>（公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその全について公開決</p>	<p>目次 第1章・第2章（略） 第3章 <u>不服申立て</u> 第1節 <u>諮問等</u>（<u>第20条</u>—第22条） 第2節（略） 第4章・第5章（略） 附則</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、「<u>行政文書</u>」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2)（略） 2 この条例において、「<u>実施機関</u>」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。</p> <p>（公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについ</p>

定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうち、相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 審査請求

第1節 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会(以下「審査会」という。)に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、公開請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、行政文書の全部を公開するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項におい

決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうち、相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 不服申立て

第1節 (略)

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

て読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に対し、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求め、こと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、ことその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る行政文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対し、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求め、こと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、ことその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)
第26条 審査会は、必要があるときと認めるときは、その指し示す委員に、第23条第1項の規定により提出された行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これを電磁的記録として実施機関の規則で定める方法を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)
第27条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときは、その他正当な理由があると認めるときは、当該閲覧等を拒むことができる。

2. 審査会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)
第28条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)
第29条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2. 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3. 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

4. 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)
第26条 審査会は、必要があるときと認めるときは、その指し示す委員に、第23条第1項の規定により提出された行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これを電磁的記録として実施機関の規則で定める方法を含む。)をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第24条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)
第27条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときは、その他正当な理由があると認めるときは、当該閲覧等を拒むことができる。

(調査審議手続の非公開)
第28条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)
第29条 審査会は、第20条の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2. 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3. 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定をしなければならない。

4. 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定をするよう努めなければならない。

<p>(費用負担) 第35条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第27条第1項の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同条の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(委任) 第37条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</u></p>	<p>(費用負担) 第35条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第27条の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同条の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(委任) 第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第6条の規定による行政文書の公開の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第7号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 (略) 第2章 (略) 第1節—第3節 (略) 第4節 救済手続 (<u>第40条の2—第51条</u>) 第5節 (略) 第3章・第4章 (略) 附則</p> <p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外) <u>第40条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行政不服審査法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審議会への諮問) <u>第41条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</u></p>	<p>目次 第1章 (略) 第2章 (略) 第1節—第3節 (略) 第4節 救済手続 (<u>第41条—第51条</u>) 第5節 (略) 第3章・第4章 (略) 附則</p> <p>(審議会への諮問) 第41条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該不服申立てに対する決定について諮問しなければならない。</p>

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、開示請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、個人情報の全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。
- (4) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。
- (5) 裁決で、訂正請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。
- (6) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。
- (7) 裁決で、利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

- (4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停

止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第44条 （略）

2・3 （略）

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求め、審査請求人等がその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第45条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第46条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定

止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第44条 （略）

2・3 （略）

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求め、不服申立人等がその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第45条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第46条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定

による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第48条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。

2. 審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第49条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第50条 (略)

2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

(費用負担)

第53条 (略)

(1) (略)

(2) 第48条第1項の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(同条の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの

(3) (略)

による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第48条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。

(調査審議手続の非公開)

第49条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申等)

第50条 (略)

2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。

3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定をしなければならない。

4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定をするよう努めなければならない。

(費用負担)

第53条 (略)

(1) (略)

(2) 第48条の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(同条の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第17条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第27条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第35条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第11条第1項若しくはは

第2項の規定による請求、旧条例第24条第1項若しくは旧条例第24条第3項において準用する旧条例第11条第2項の規定による請求若しくは旧条例第32条第1項若しくは旧条例第32条第3項において準用する旧条例第11条第2項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第 8 号 議 案

大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第3条 (略) (1)－(7) (略) (8) 審査請求に対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導	(適用除外) 第3条 (略) (1)－(7) (略) (8) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第9号議案

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例一部改正の件

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事費の納付) 第9条 (略)</p> <p>2 企業長は、<u>前項の規定による納付</u>を確認後、工事の契約に係る<u>手続</u>に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工事費の納付) 第9条 (略)</p> <p>2 企業長は、前項の納付を確認後、工事の契約に係る手続に着手するものとする。ただし、前項ただし書に規定する、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(給水施設の管理及び費用の負担) 第10条 (略)</p> <p>2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の規定による請求</u>がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給水施設の管理及び費用の負担) 第10条 (略)</p> <p>2 企業長は、必要があると認めるときは、<u>前項の請求</u>がなくても修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次に掲げる費用の額の合計額</u>に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、<u>次の各号に掲げる費用の額の合計額</u>に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(水質及び水圧) 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次の表に掲げる基準</u>によるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(水質及び水圧) 第19条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、<u>次に掲げる基準</u>によるものとする。</p> <p>(略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>32円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量(単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。)を超えて使用した時間(以下「超過使用時間」という。)に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量(以下「超過使用水量」という。)の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>85円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>10円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(保証金)</p> <p>第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>42円80銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水施設の切断)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の規定による切断に要した費用は、使用者の負担とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>39円10銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(2) 超過料金 使用流量が基本使用流量(単位時間当たりの基本使用水量をいう。以下同じ。)を超えて使用した時間(以下「超過使用時間」という。)に係る使用水量から基本使用流量に当該超過使用時間を乗じて得た水量を減じて得た水量(以下「超過使用水量」という。)の1月分に対し、1立方メートルにつき<u>89円40銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(3) 使用料金 その月の使用水量から超過使用水量の1月分を減じて得た水量に対し、1立方メートルにつき<u>5円60銭</u>の割合で計算した額</p> <p>(保証金)</p> <p>第26条 使用者は、給水開始前において企業長が定める期限までに基本使用水量の60日分に対し、1立方メートルにつき<u>44円70銭</u>の割合で計算した額の保証金を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水施設の切断)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前項の切断に要した費用は、使用者の負担とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後の工業用水の供給に係る料金について適用し、同日前の工業用水の供給に係る料金については、なお従前の例による。

